

児童扶養手当受給資格者に対する

ひとり親家庭への支援に関するニーズ調査の結果

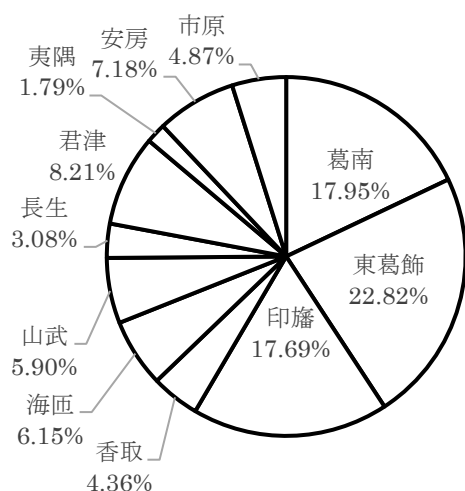
(1) 調査の概要

期 間	令和6年8月～9月
調 査 方 法	児童扶養手当の現況届出時に調査票を母子家庭及び父子家庭毎に無作為に配布し、郵送及び電子申請での提出を依頼
対 象 者	児童扶養手当の受給資格者であり、児童扶養手当の請求を行っている方（ひとり親になったタイミングで所得超過等により請求を行っていない方は調査対象に含まれない。） ※離婚、死別等をしているひとり親であって、事実婚やひとり親疑いを除く
配 布 数	2,000部（母子家庭＝1,800部 父子家庭＝200部）
配 布 範 囲	政令指定都市（千葉市）、中核市（船橋市、柏市）を除く県内市町村
有効回答数	438件（母子家庭＝ 390件 父子家庭＝ 45件 分類未回答＝3件）

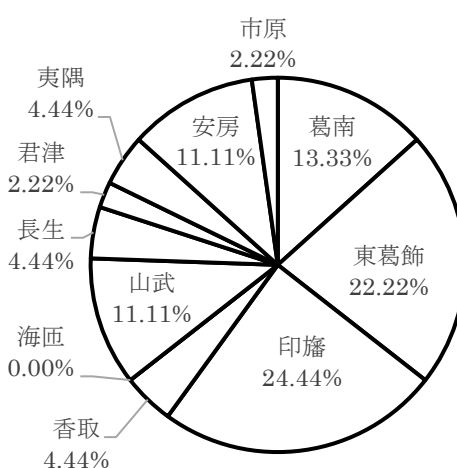
(2) 調査結果

問1及び問2は、基礎項目調査（お住まいの市町村、母子家庭・父子家庭の区分）のため、省略しています。

母子家庭の地域別割合

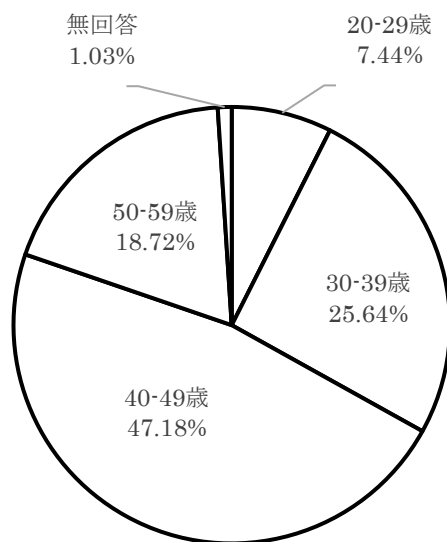


父子家庭の地域別割合

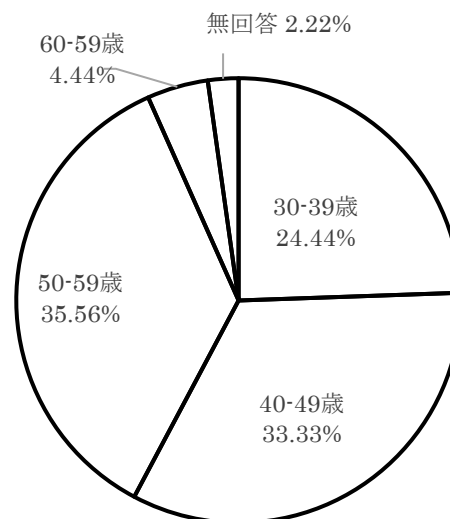


問3 あなたの令和6年8月1日現在の年齢をお答えください。(n=390) (n=45)

母子家庭の親の年齢層



父子家庭の親の年齢層

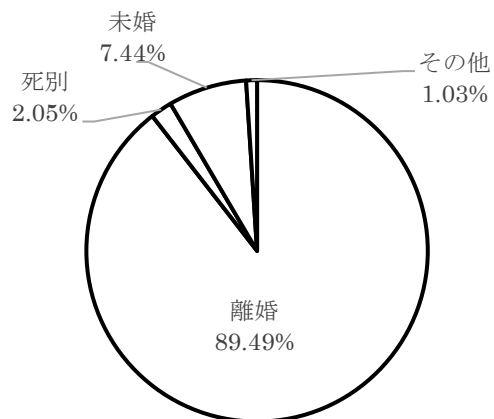


令和元年度に実施した前回調査では40歳～50歳の回答が最多でした。

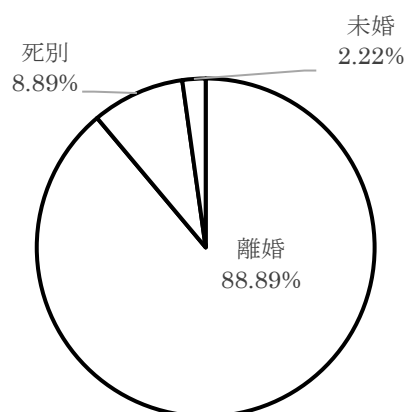
本調査においては、母子家庭の母は40代が、父子家庭の父は50代の年齢層が一番多くなっており、回答世代の高年齢化が見受けられます。

問 4 ひとり親になった理由は何ですか。(n=390) (n=45)

母子家庭になった
理由別の割合



父子家庭になった
理由別の割合

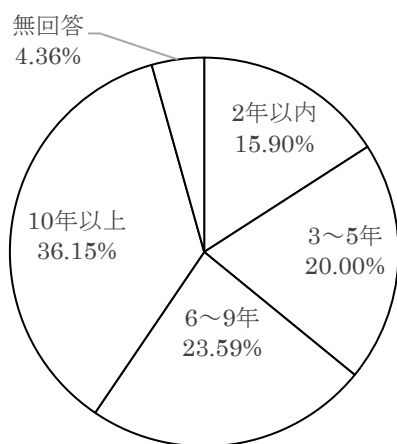


ひとり親になった理由としては、母子家庭、父子家庭とも離婚が圧倒的に高くなっており、次に高いのが、母子家庭では未婚、父子家庭では死別となっています。

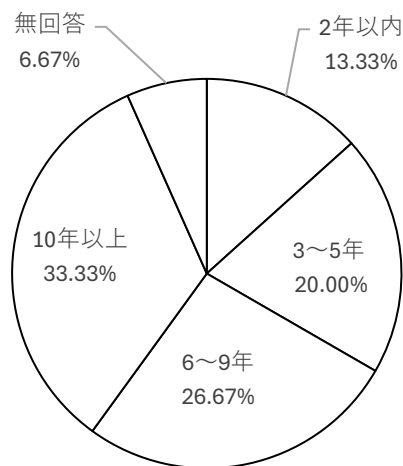
前回調査と同様の結果となっており、最も高い離婚の割合は、母子家庭 89.45%から 0.04 ポイント増、父子家庭 93.48%から 4.59 ポイント減となっています。

問5 ひとり親になったのはいつですか。離婚の方は離婚の日、死別の方は相手の方が亡くなった日、未婚の方は初めのお子さんが生まれた日をもってお答えください。(n=390) (n=45)

母子家庭になってからの 経過年数



父子家庭になってからの 経過年数



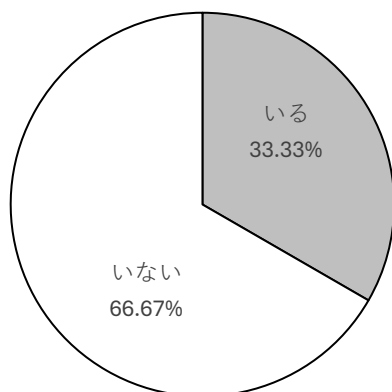
令和6年8月1日時点での経過年数を「2年以内」「3～5年」「6～9年」「10年以上」の期間ごとに集計した結果、前回調査同様、母子家庭、父子家庭ともに大きな差はありませんでした。

前回調査と比較すると、母子家庭、父子家庭ともに10年以上の割合が増加し、母子家庭は27.64%から8.51ポイント増、父子家庭は20.83%から12.5ポイント増となりました。

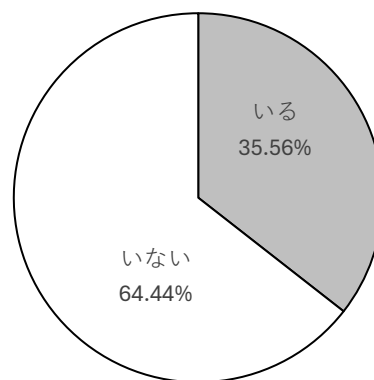
※ ニーズ調査では、「年月」までの回答を求めているため、月の初日がひとり親になった日と仮定して集計しています。また、ひとり親になった離婚「年」までの回答で「月」が無回答であった場合は、その年の8月1日がひとり親になった日と仮定して集計しています。

問6 お子さん以外で現在同居している方はいますか。(n=390)(n=45)

母子世帯における他の世帯員の有無

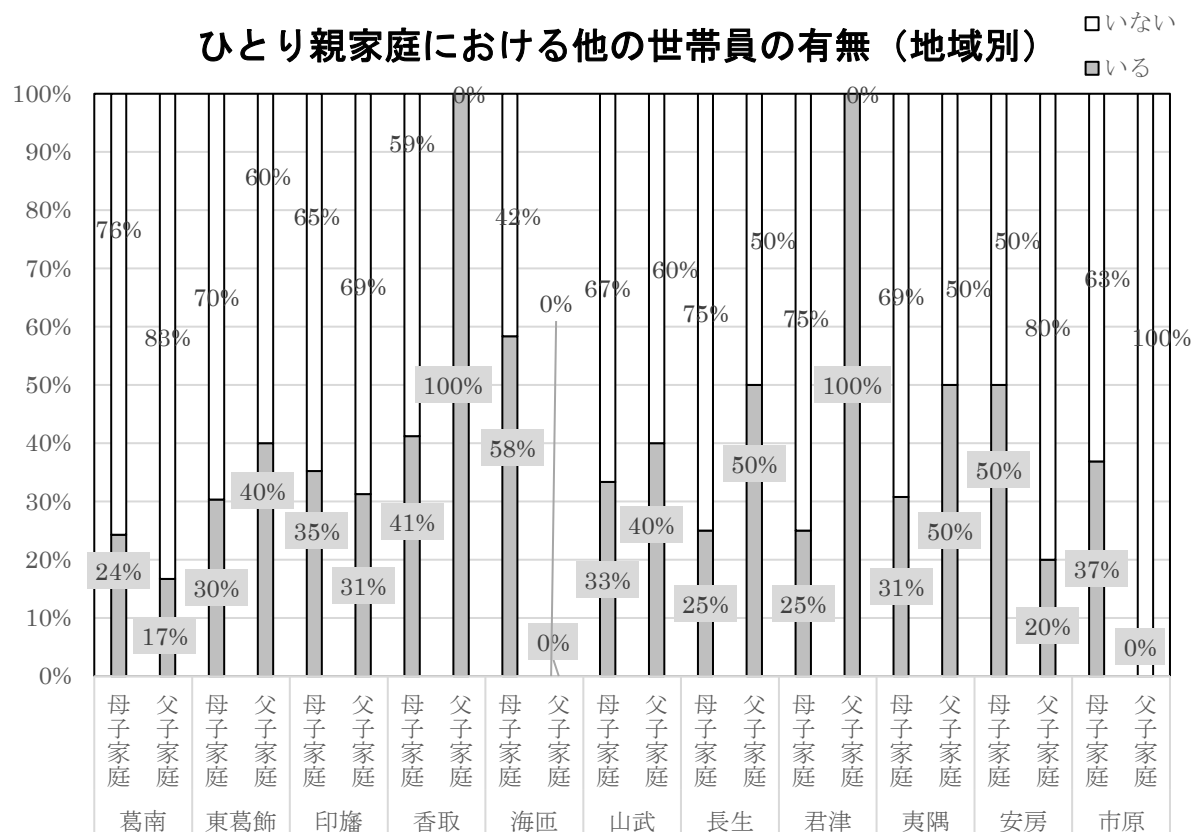


父子世帯における他の世帯員の有無



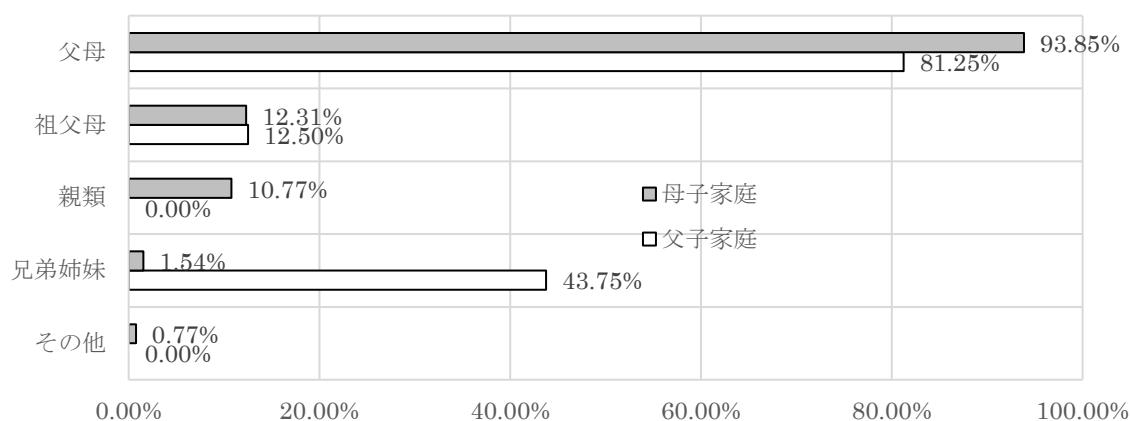
親子以外の世帯員と同居している割合は、母子家庭では5.76ポイント減の33.33%、父子家庭では10.27ポイント減の35.56%となっています。

ひとり親家庭における他の世帯員の有無（地域別）



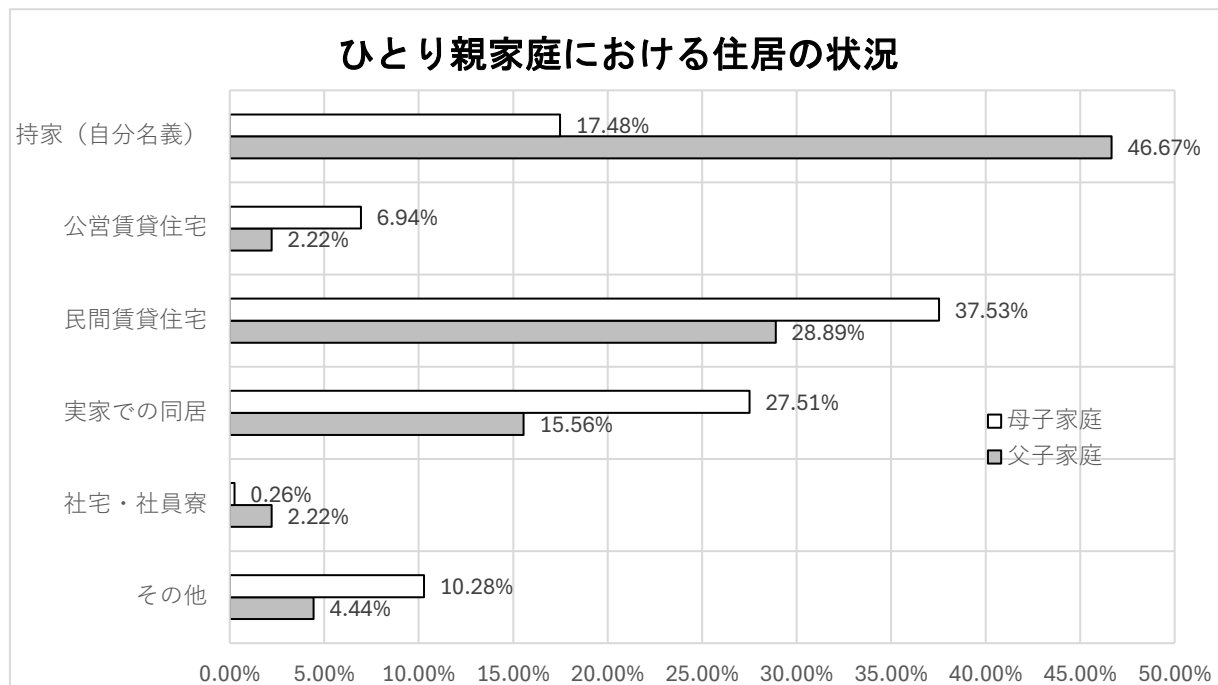
また、地域別にみると、多くの地域で他の世帯員と同居していない世帯の割合が半数を超えており、海匠地域と安房地域の母子家庭のみ、他の世帯員と同居している世帯の割合が高くなっています。

他の世帯員がいるひとり親家庭の状況 (複数回答) (n=155) (n=22)



同居している世帯員では、母子家庭・父子家庭ともに父母（子から見た祖父母）が圧倒的に高く、母子家庭で 93.85%、父子家庭で 81.25%と半数以上を占めています。

問7 現在の住居の状況についてお答えください。(n=389)(n=45)



母子家庭では、公営・民間合わせた賃貸住宅に住んでいる世帯の割合が 44.47%と一番高く、次いで実家での同居が 27.51%となっています。

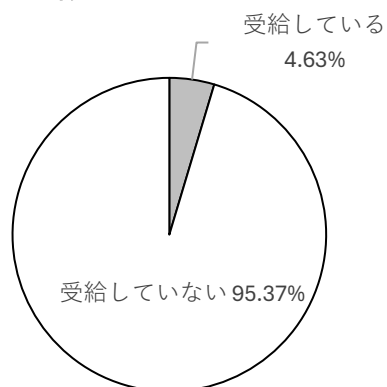
父子家庭では、持家に住んでいる世帯の割合が 46.67%で一番高く、次いで賃貸住宅に住んでいる世帯が 31.11%となっています。

なお、前回調査と比較すると、母子家庭の持家は 15.27%から 2.21 ポイント増、父子家庭の持家は 43.75%から 2.92 ポイント増と、どちらも増加しました。

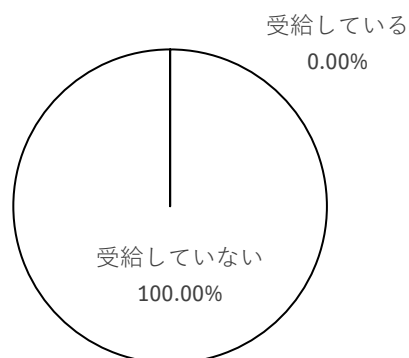
「その他」の内容は主に、親をはじめとする親類名義や元夫名義の持家となります。

問 8-(1) 生活保護の受給状況についてお答えください。(n=389) (n=45)

母子家庭における生活保護の受給状況



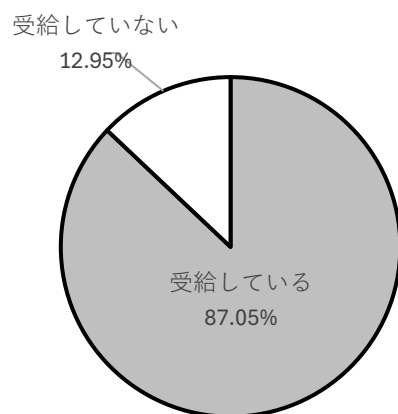
父子家庭における生活保護の受給状況



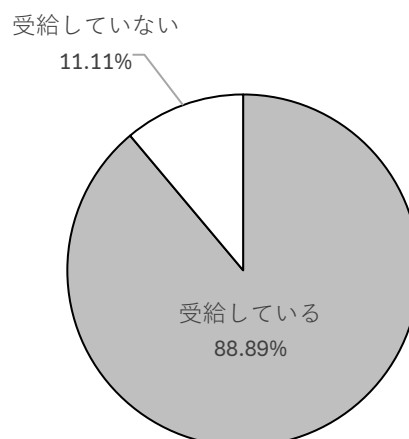
受給者の割合は母子家庭が 4.63%、父子家庭が 0%でした。
前回調査と比較すると、母子家庭は 3.27%から 1.36 ポイント増加していますが、父子家庭は 3.30 ポイント減となっています。

問 8-(2) 児童扶養手当の受給状況についてお答えください。(n=386) (n=45)

母子家庭における児童扶養手当の受給状況



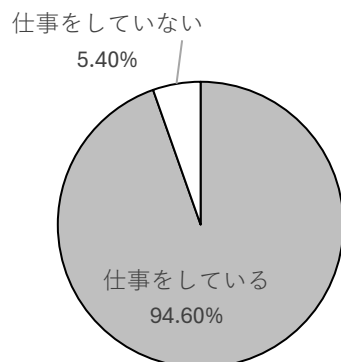
父子家庭における児童扶養手当の受給状況



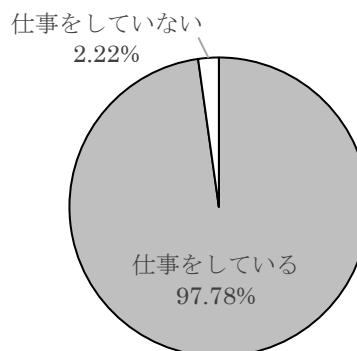
児童扶養手当の受給割合は、前回調査と比較すると、母子家庭は 87.82%から 0.77 ポイント減少していますが、父子家庭は 5.56 ポイント増加しています。

問9-(1) 現在、お仕事をされているかどうかについてお答えください。また、お仕事をされている方は、いくつのお仕事をされているかその数もお答えください。(n=389) (n=45)

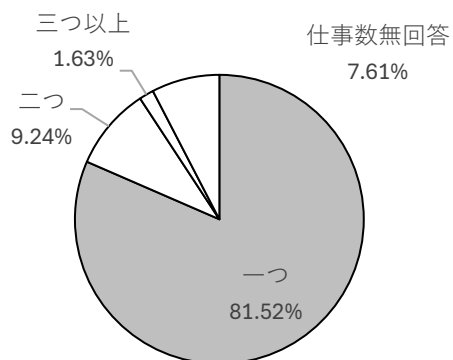
母子家庭の親の就業状況



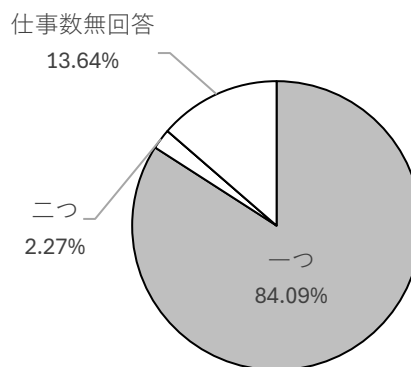
父子家庭の親の就業状況



就業している母子家庭の親の
仕事の数



就業している父子家庭の
親の仕事の数



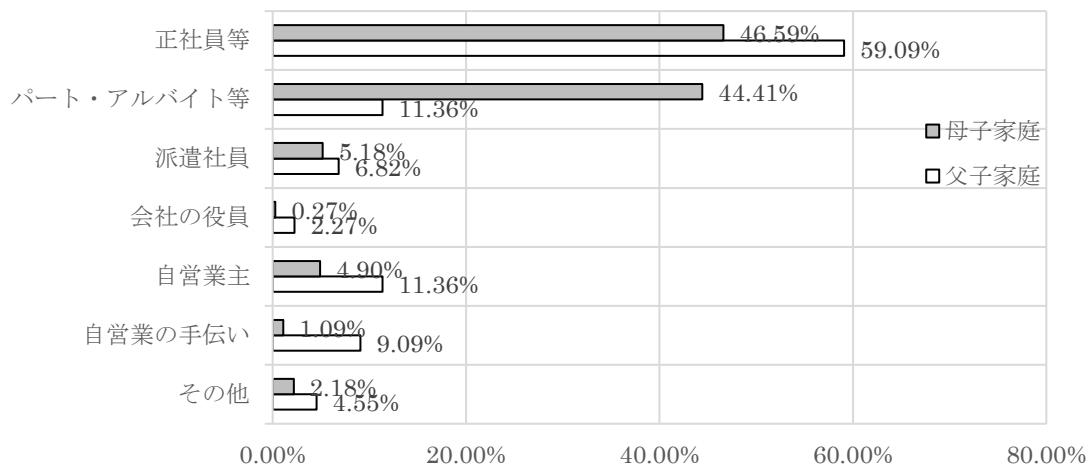
母子家庭の 94.60%、父子家庭の 97.78%は仕事をしており、いずれも就業率は高くなっています。なお、前回の調査と比較すると母子家庭の 90.91%から 3.69 ポイント増加し、父子家庭は 89.58%から 8.2 ポイント増加しました。

また、仕事を複数行っている方は、母子家庭の母で 10.87% 父子家庭の父で 2.27%となっております。前回の調査と比較すると、母子家庭の 9.40%から 1.47 ポイント増加、父子家庭の 13.96%から 11.69 ポイント減少しています。

母子家庭においては、三つ以上という回答が 1.63%ありましたが、父子家庭では三つ以上という回答はありませんでした。

問9-(2) 問9-(1) で「仕事をしている」と答えた方にお聞きます。現在の仕事上の地位は次のうちどれですか。(複数のお仕事をされている方でそれぞれの職で地位が異なる方は、当てはまるもの全てを選択してください。) (n=367) (n=44)

就業しているひとり親の仕事の地位

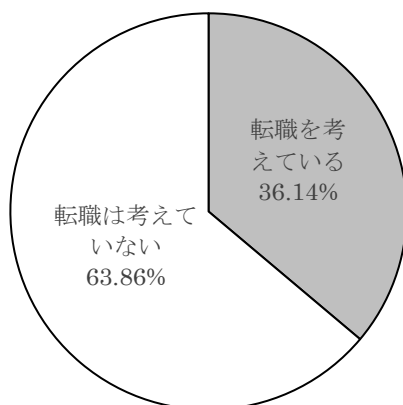


前回調査と比較して、母子家庭では、パート・アルバイト等、派遣社員といった非正規雇用の割合が48.2%から1.39ポイント増加し、自営業主の割合が3.6%から1.3ポイント増えました。

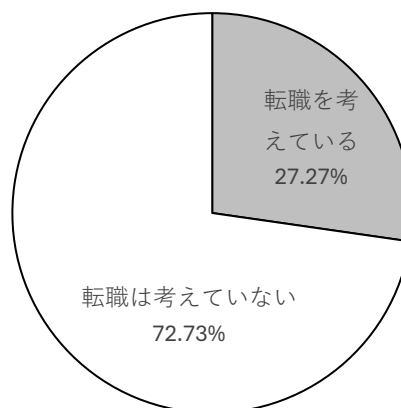
父子家庭では、3割弱を占めていた自営業主が27.91%から16.55ポイント減少、2割強を占めていたパート・アルバイト等が23.26%から11.9ポイント減少し、正社員の割合が41.86%から17.23ポイント増となりました。

問9-(3) 問9-(1) で「仕事をしている」と答えた方にお聞きます。現在転職を考えていますか。(n=368) (n=44)

**就業している母子家庭の母の
転職の意思の有無**



**就業している父子家庭の父の
転職の意思の有無**

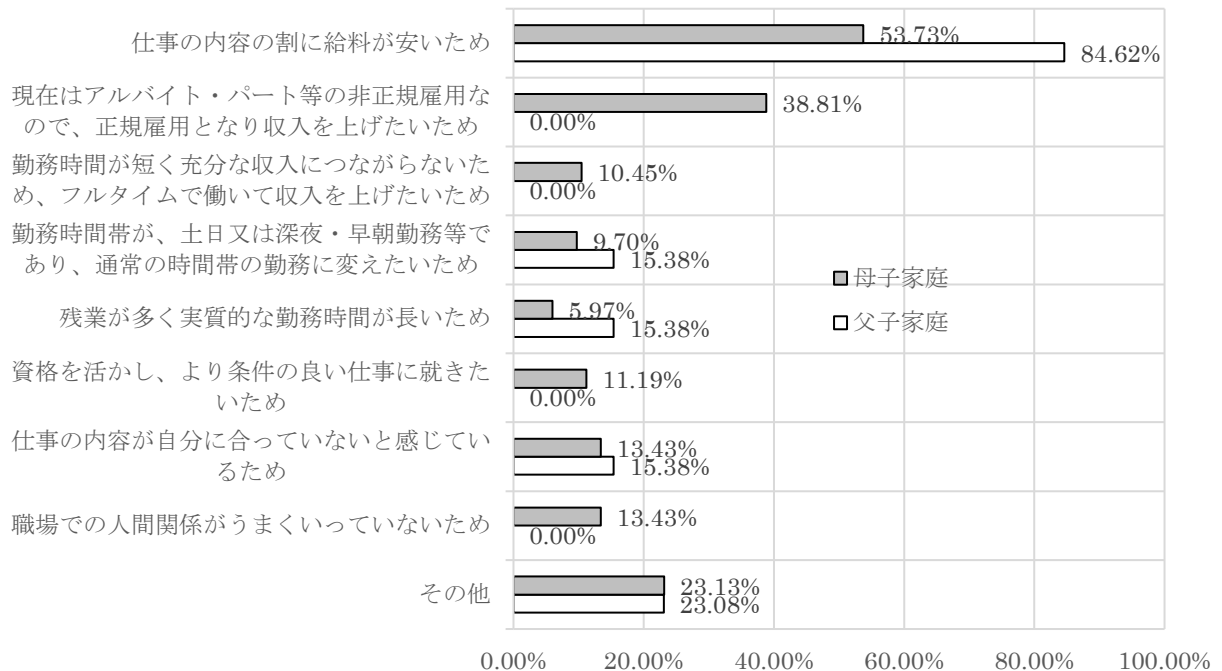


母子家庭の母、父子家庭の父とも前回調査と比較すると母子家庭で 33.60%から 2.54 ポイント増の 36.14%になり、父子家庭で 16.28%から 10.99 ポイント増の 27.27%になりました。

転職を考えている主な理由は、次の問9-(4)のとおりです。

問 9-(4) 問 9-(3) で「転職を考えている」と答えた方にお聞きます。現在転職を考えている理由は何ですか。(複数回答可) (n=134) (n=13)

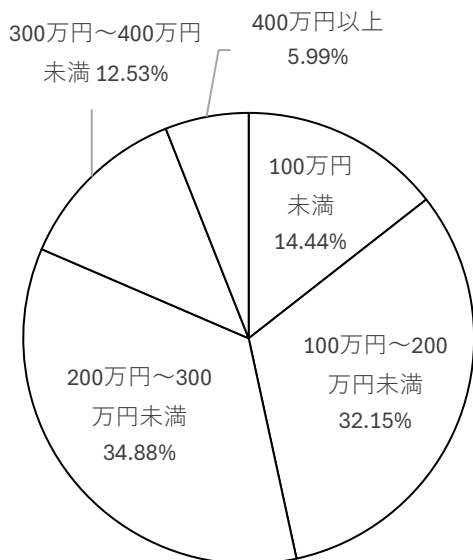
転職を考えている理由



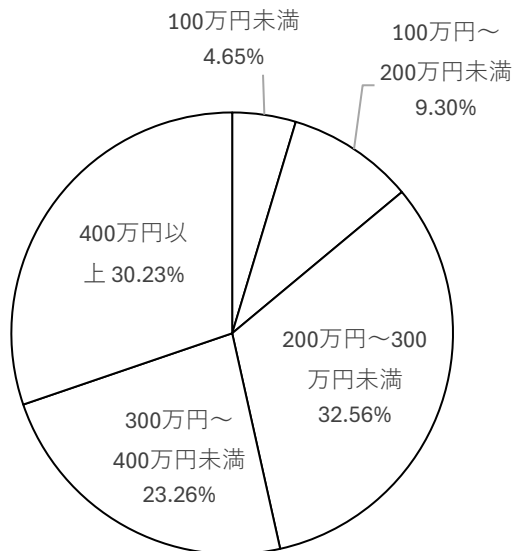
転職を考えている主な理由は、母子家庭では給料の安さ、非正規雇用であり、父子家庭では給料の安さで、母子家庭は前回より 10.87 ポイント、父子家庭は 27.48 ポイント増加しています。

問 10 問 9-(1) で「仕事をしている」と答えた方にお聞きます。昨年 1 年間で、あなたがお仕事によって得た収入はいくらですか。（児童扶養手当等の給付された金額は除き、税金等の控除前の金額でお答えください）（n=364）（n=43）

母子家庭の親の就労収入



父子家庭の親の就労収入状況



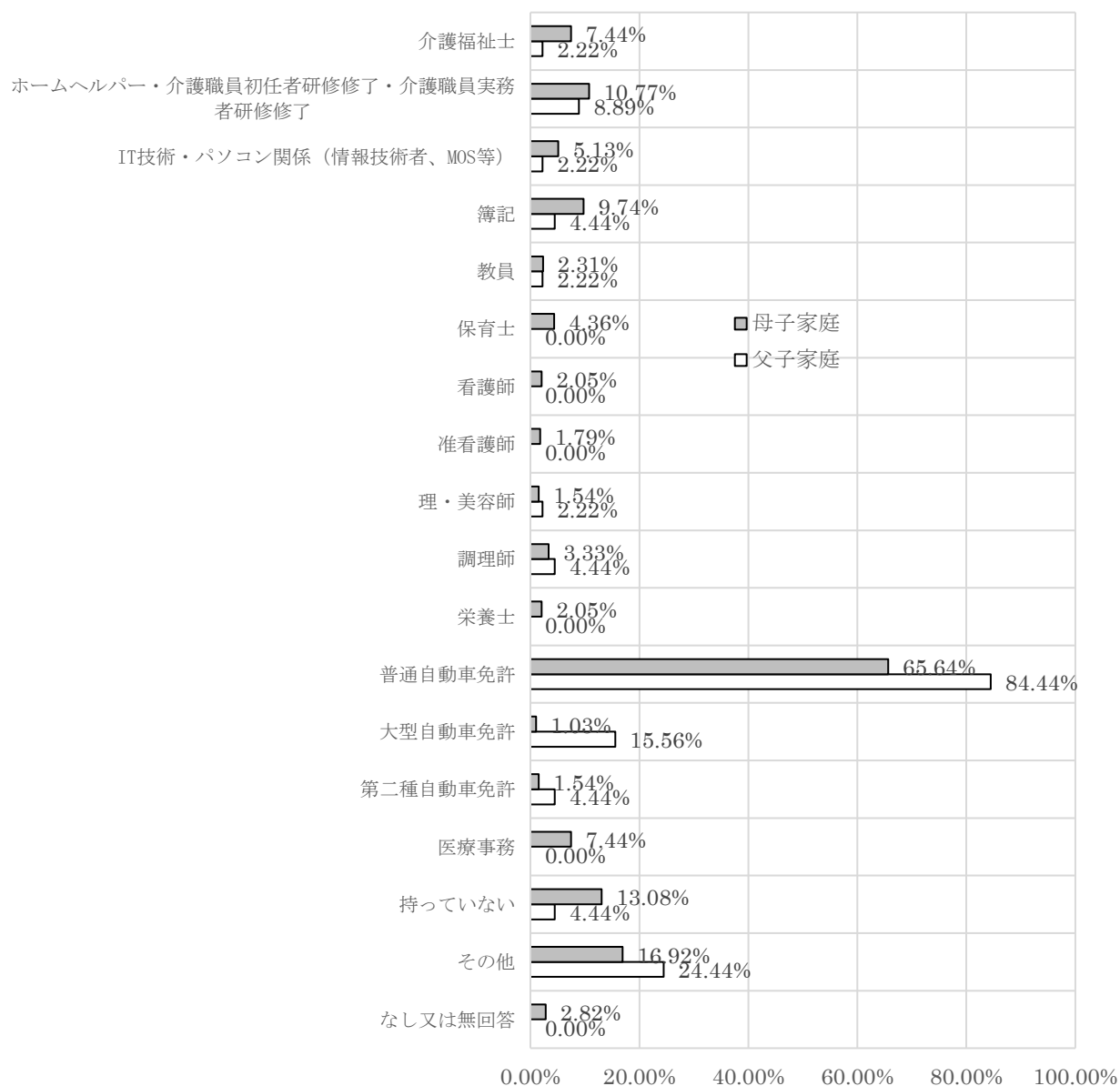
母子家庭及び父子家庭ともに一番多い就労収入は、「200～300 万円未満」の層ですが、次いで多い就労収入は、母子家庭では「100～200 万円未満」の層、父子家庭では「400 万円以上」の層であり、母子家庭の就労収入は父子家庭に比べて低くなっています。

ただし、前回調査と比較すると母子家庭は 200 万円以下世帯が 54.8%から 8.21 ポイント減少の 46.59%になり、200 万円～300 万円未満が 28.00%から 6.88 ポイント増の 34.88%となったことから、父子家庭に比べて低いものの、5 年前と比べると就労収入は増加しています。

また、父子家庭も前回調査と比較して、200 万円以下世帯が 36.36%から 22.41 ポイント減の 13.95%に、200 万円～300 万円未満が 25.00%から 7.56 ポイント増の 32.56%に、次いで多かった 400 万円以上も 18.18%から 12.05 ポイント増の 30.23%と、5 年前と比べると就労収入は増加していることから、母子家庭・父子家庭ともに増加しています。

問 11-(1) あなたが取得している資格は何ですか。(複数回答可) (n=390) (n=45)

ひとり親の取得資格



取得している資格の割合は、母子家庭・父子家庭とも普通自動車免許が圧倒的に高くなっています。

それ以外で取得率が高い資格は、母子家庭でホームヘルパー等、簿記、父子家庭で大型自動車免許となっています。

問 11-(2) あなたが、今後取得したい資格は何ですか。(複数回答可) (n=219) (n=24)

ひとり親の取得希望資格



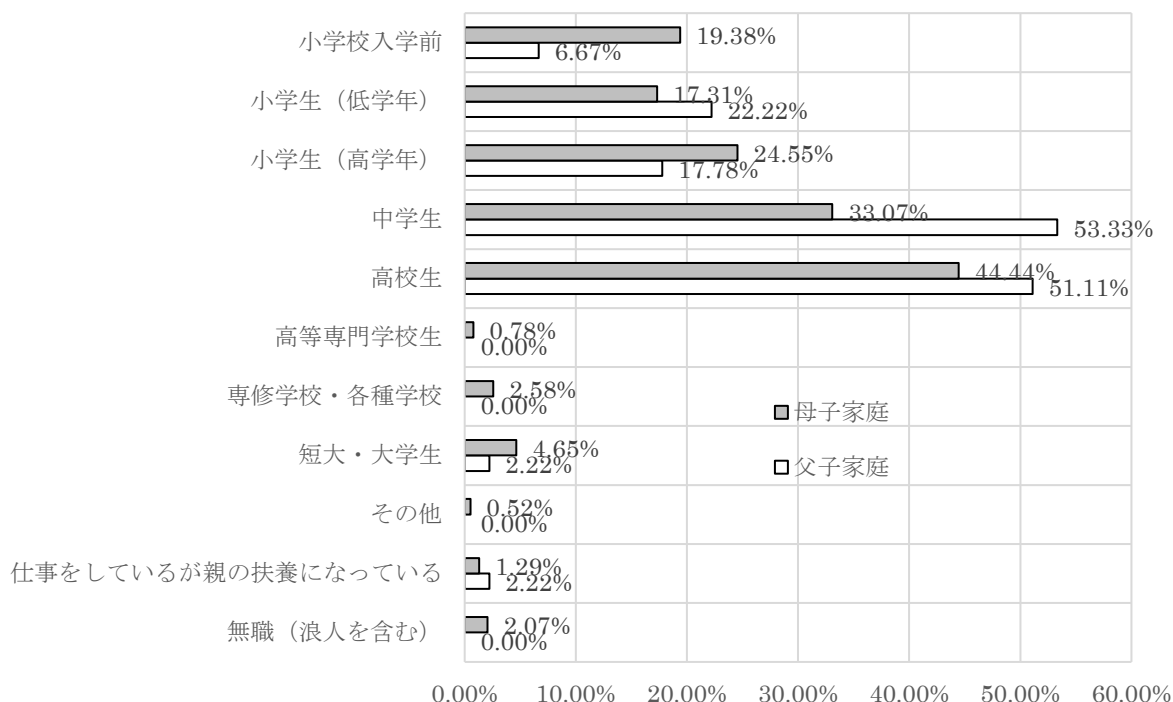
無回答 192 件 (母子家庭で 171 件、父子家庭 21 件) 除いた 243 件の結果は上記のとおりです。

今度取得したい資格について、母子家庭は介護福祉士、ホームヘルパー等の介護関係や IT 技術関係、簿記、医療事務といった事務関係の割合が高く、父子家庭は IT 技術関係や大型自動車免許、第二種自動車免許、行政書士といった資格の割合が高くなりました。

「その他」としては、宅地建物取引士や社会福祉士の資格が挙げられました。

問 12 お子さんのうち 20 歳未満の児童であなたが扶養をしているお子さんは何人いますか。そのお子さんの就学等別にお答えください。(n=387) (n=45)

ひとり親家庭における児童の就学等別人数割合

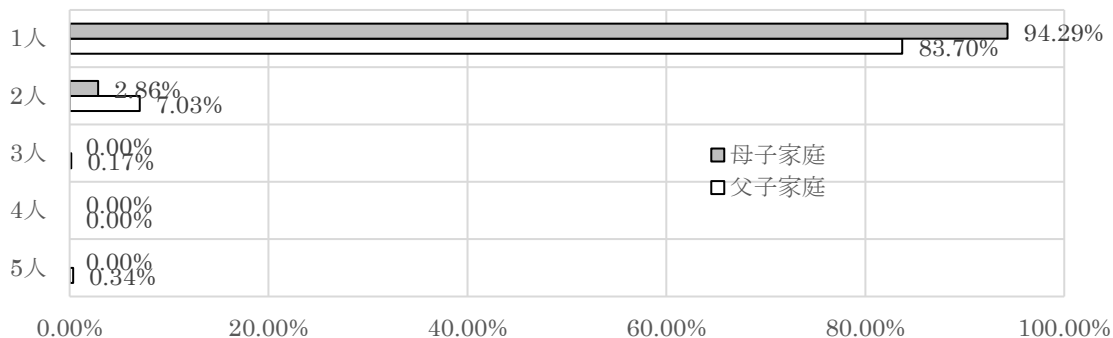


母子家庭は前回調査と比較して、小学校入学前が 1.89 ポイント増の 19.38%に、小学生（低学年）が 1.51 ポイント増の 17.31%となっています。

父子家庭は、前回調査と比較して、小学校（低学年）が 10.53 ポイント増の 22.22%、中学生が 33.85 ポイント増の 53.33%、高校生が 13.4 ポイント増の 51.11%となっています。

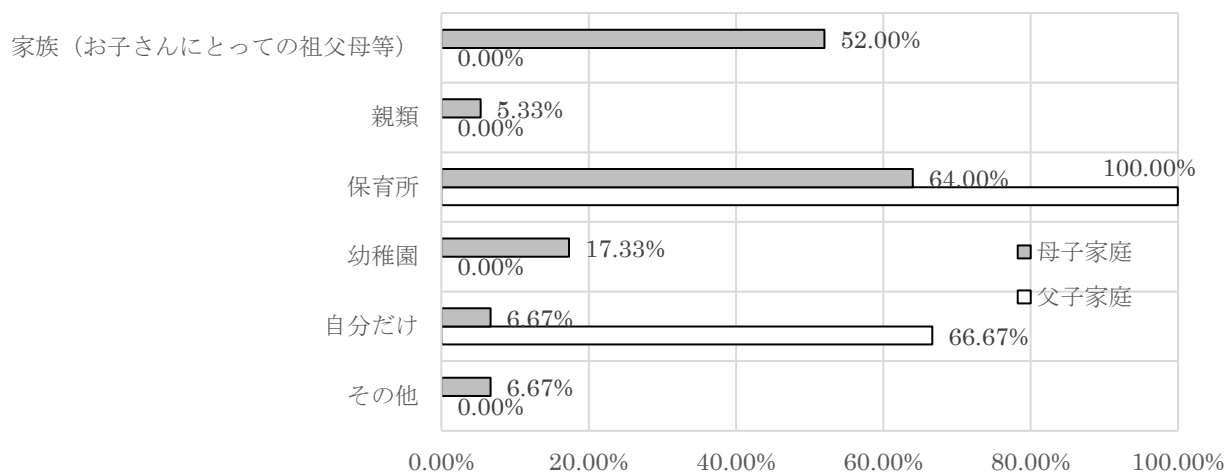
また、養育している児童の数は、母子家庭については 9 割強が、父子家庭では 8 割強が 1 子となっています。

ひとり親家庭における児童数の割合 (n=583) (n=70)



問 13 小学校入学前のお子さんがいる方にお聞きします。普段保育は誰（どちら）が行っていますか。（複数回答可） （n=75）（n=3）

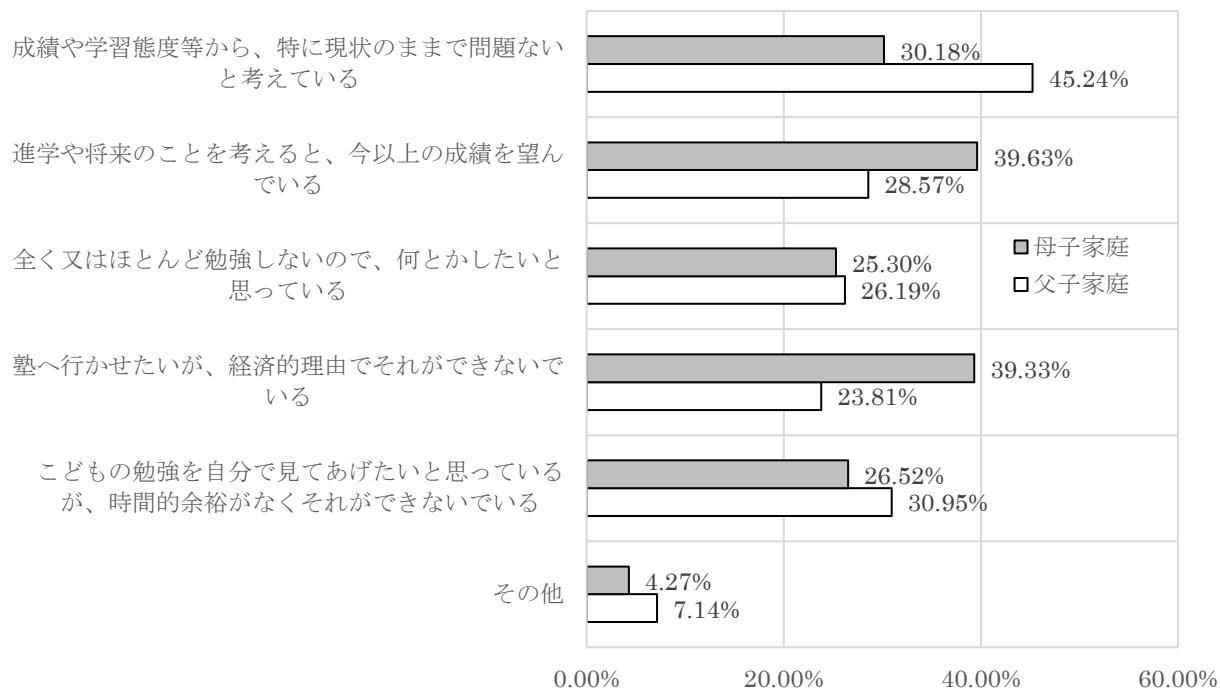
ひとり親家庭における小学校入学前の 子どもの保育の状況



母子家庭、父子家庭とも保育所の利用率が高くなっています。また、母子家庭では祖父母等が保育に協力している率が前回調査より 34.58 ポイント増の 52%、親類が保育する割合が 1.52%から 3.81 ポイント増の 5.33%となり増加しました。

問 14 小学生から高校生までのお子さんがいる方にお聞きます。お子さんの学習関係についてどのようにお考えですか。(複数回答可) (n=328) (n=42)

こどもの学習状況に関する考え



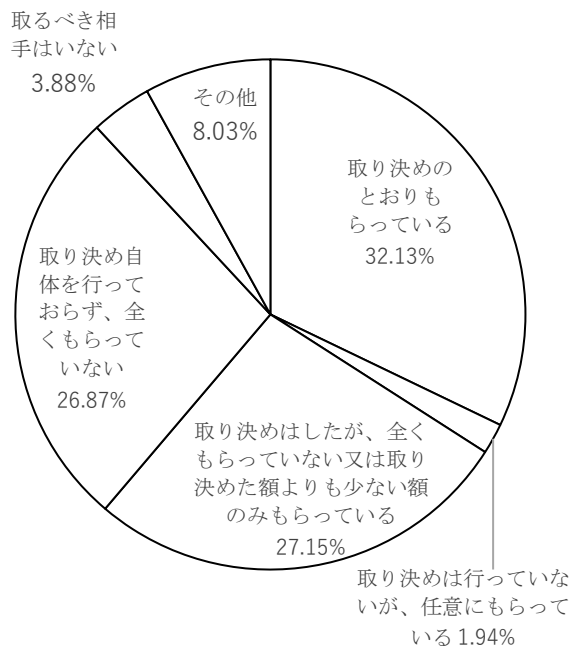
母子家庭は将来のことを考え今以上の成績を望んでいるものの、経済的な理由で塾へ行かせられないとの回答が多く、前回の調査と比べても、塾へ行かせたいと回答した割合は 36.48%から 2.85ポイント増加しました。

また、父子家庭は現状のままで問題ないと考えている割合が高いものの、次いでこどもの勉強を見てあげたいと回答する割合が高くなっています。

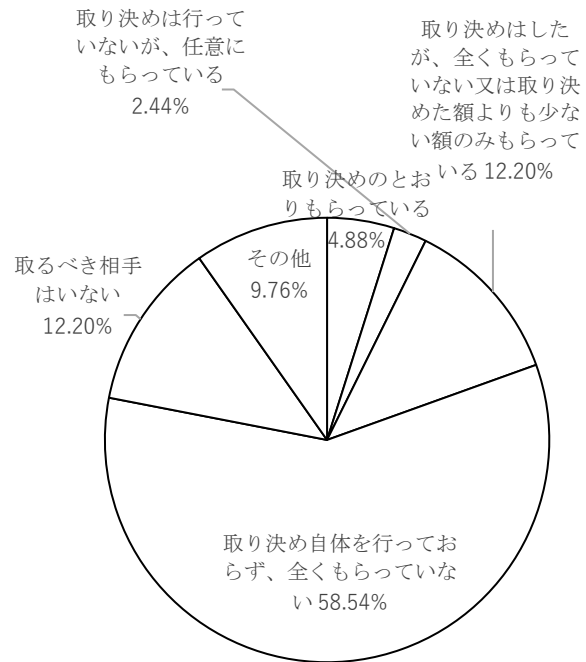
問 15 離婚により、ひとり親になった方にお聞きします。養育費の取得状況はどうか。

(n=361) (n=41)

母子家庭における養育費の 取得状況



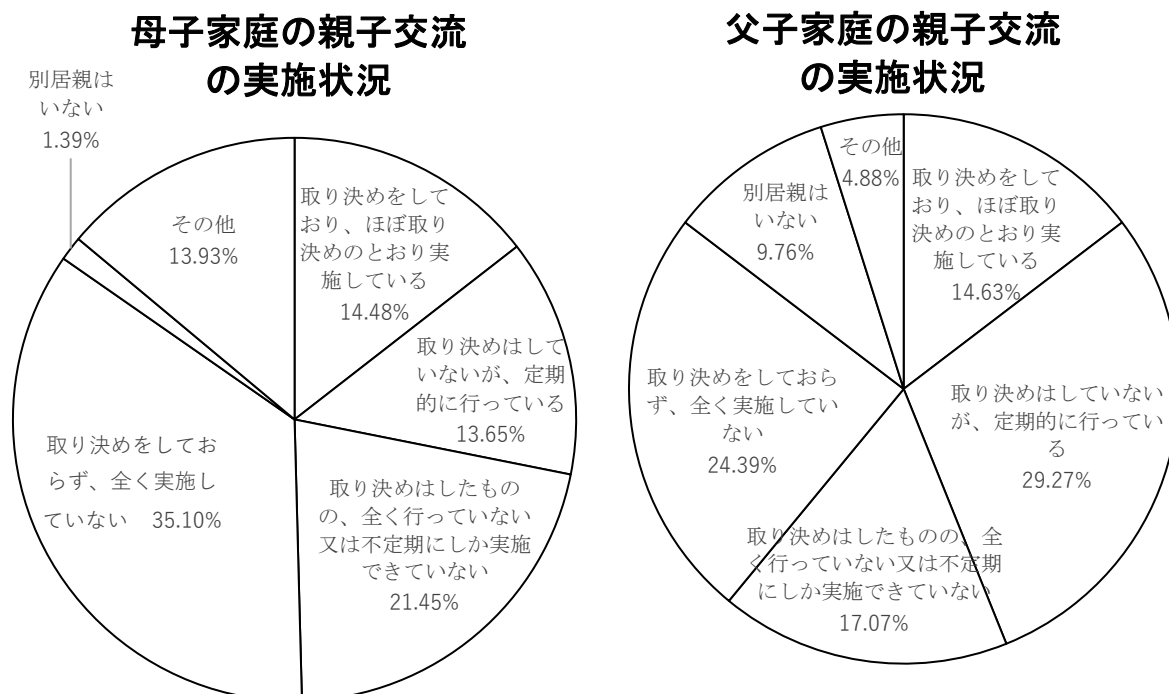
父子家庭における養育費の 取得状況



母子家庭において、養育費をもらっている割合の合計は前回調査と比較して 1.26 ポイント増の 61.22%となっています。養育費の取り決meを行っている割合の合計は、前回調査と比較して 1.15 ポイント増の 59.28%であり、取り決め通りもらっている割合は 2.46 ポイント増の 32.13%、もらっていない又は取り決めより少額となっている割合は 1.31 ポイント減の 27.15%となりました。

一方、父子家庭では養育費をもらっている割合の合計は前回調査と比較して 10.51 ポイント増の 19.52%となっています。養育費の取り決meを行っている割合の合計は、前回調査と比較して 5.45 ポイント増の 17.08%であり、取り決め通りもらっている割合は 2.1 ポイント減の 4.88%、もらっていない又は取り決めより少額となっている割合は 7.55 ポイント増の 12.20%となりました。

問 16 離婚により、ひとり親になった方にお聞きします。親子交流の実施状況はどうか。
(n=359) (n=41)

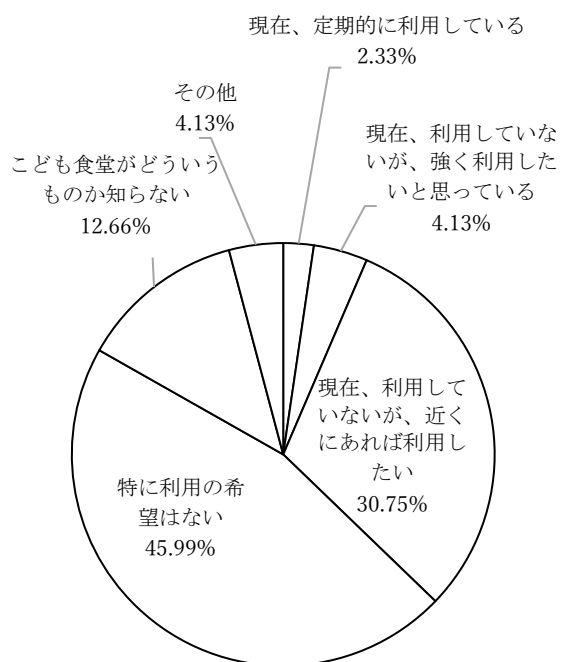


母子家庭において、親子交流を行っている割合の合計は 27.23%から 0.9 ポイント増の 28.13%となっています。親子交流の取り決めたを行っている割合の合計は、前回調査と比較して 3 ポイント増の 35.93%であり、取り決めた通り交流している割合は 1.88 ポイント増の 14.48%、取り決めたの有無あわせた、交流していない又は取り決めたより不定期の実施となっている割合の合計は 1.79 ポイント減の 56.55%となりました。

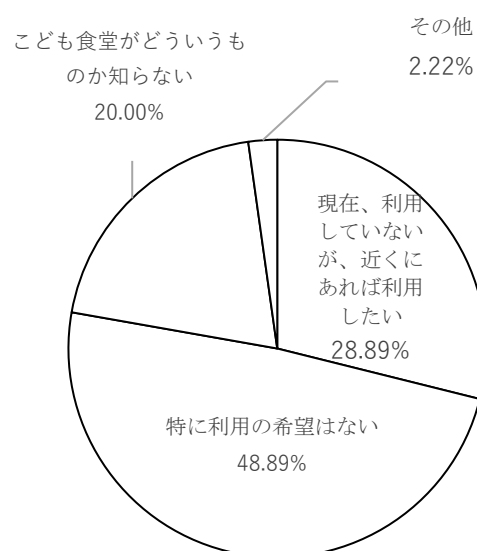
一方、父子家庭において親子交流を行っている割合の合計は 0.28 ポイント減の 43.9%となっています。親子交流の取り決めたを行っている割合の合計は、前回調査と比較して 1.23 ポイント減の 31.7%であり、取り決めた通り交流している割合は 0.68 ポイント増の 14.63%、取り決めたの有無をあわせた、交流していない又は取り決めたより不定期の実施となっている割合の合計は 0.4 ポイント減の 41.46%となりました。

問 17 こども食堂の利用状況及び利用希望については、どうでしょうか。(n=387) (n=45)

母子家庭のこども食堂 の利用状況



父子家庭のこども食堂 の利用状況

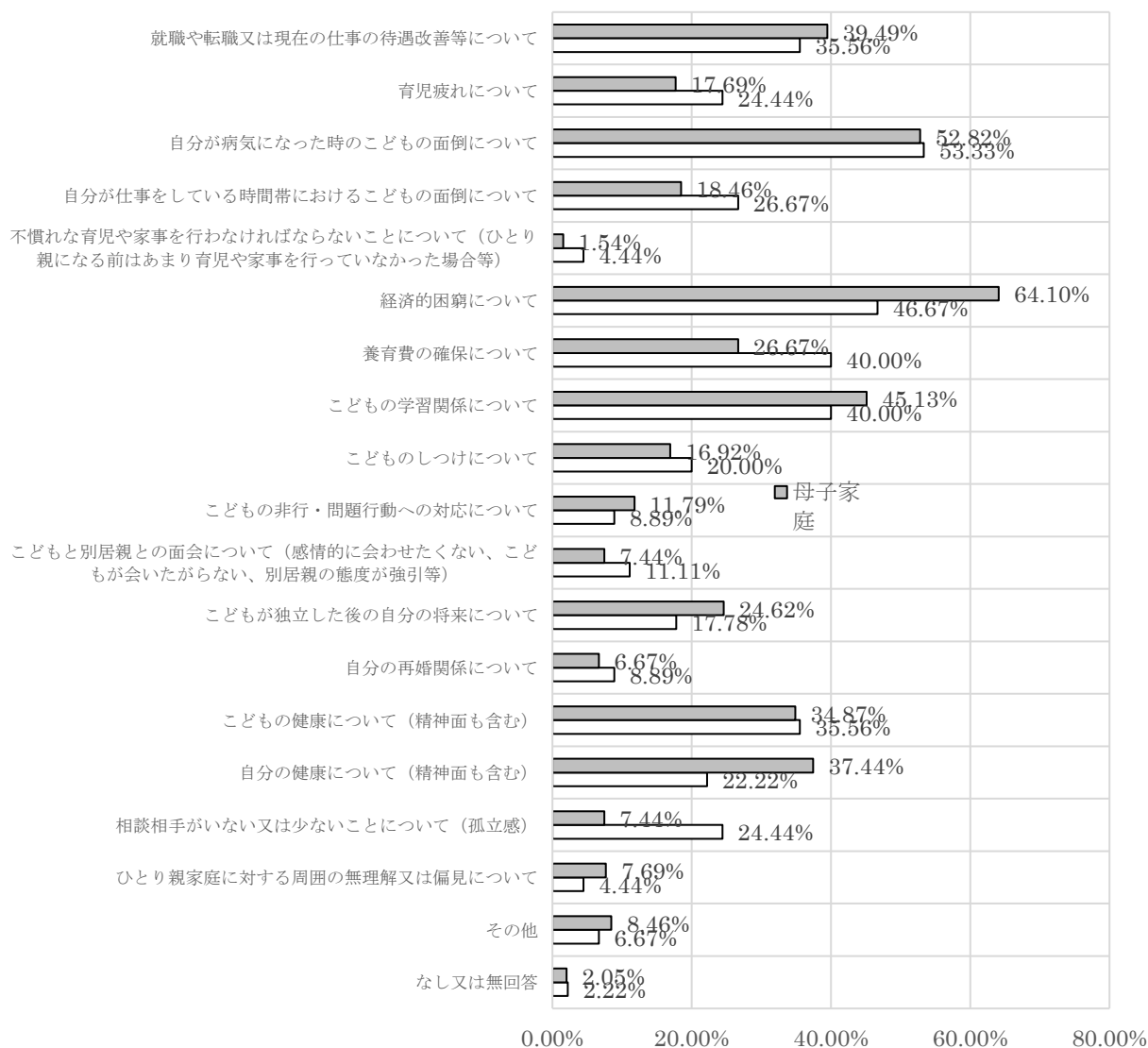


母子家庭、父子家庭ともに「特に利用の希望はない」が約半数となっています。

また、近くにあれば利用したいという割合が約3割であり、こども食堂のある地域が限定されている可能性を示唆しています。また、「こども食堂を知らない」という割合は母子家庭で10%弱、父子家庭で20%でした。

問 18 仕事と子育てを両立させる等に当たっての悩みごと、不安に思っていることで当てはまるものを全てお答えください。（差し迫ったものでなく、漠然と感じていることでも構いません）
(n=390) (n=45)

ひとり親家庭の悩み

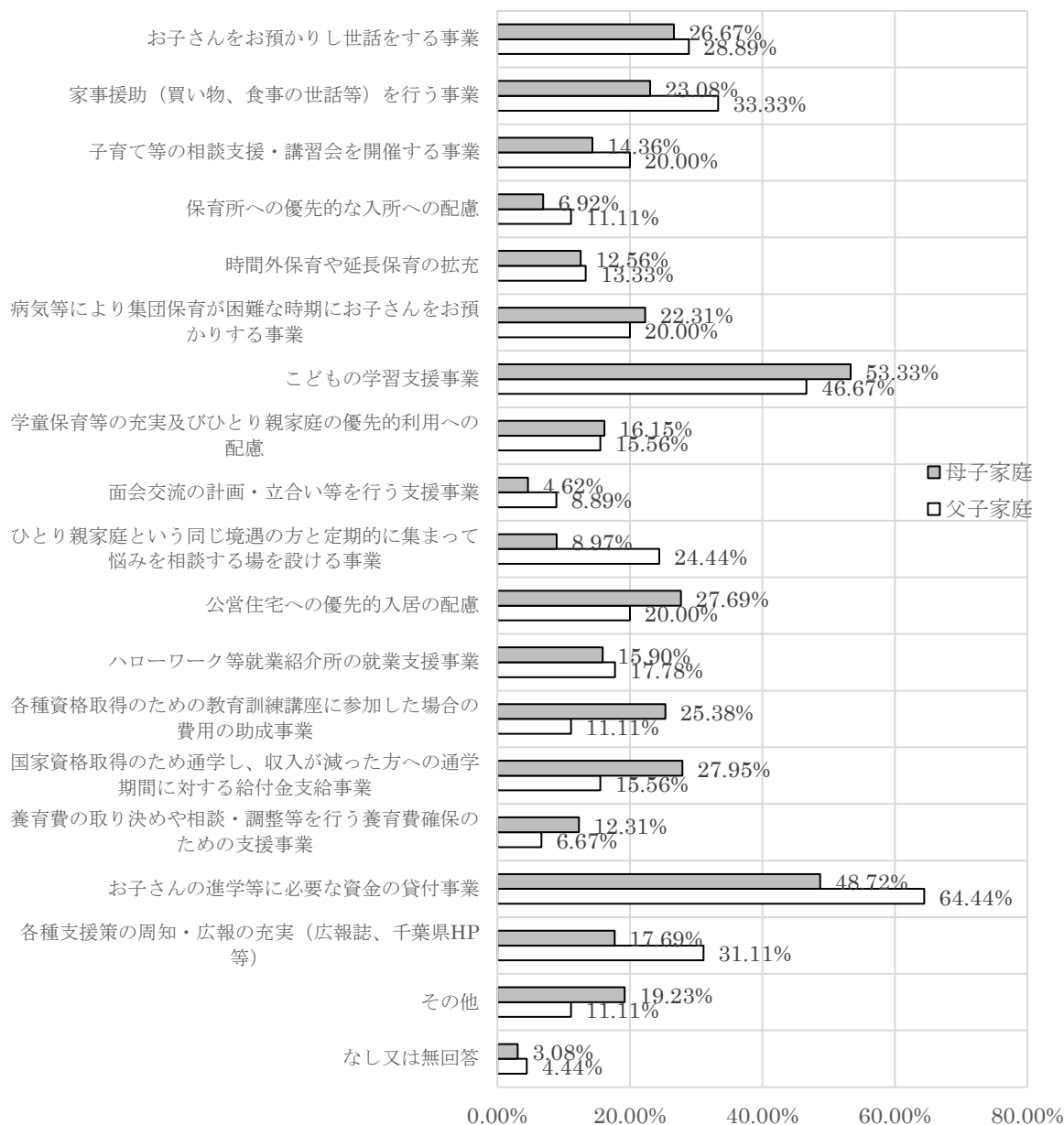


母子家庭では「経済的困窮」について、悩み・不安になっている割合が 64.10%と一番高く、次いで、「自分が病気になった時のこどもの面倒」で 52.82%、「こどもの学習関係」で 45.13%となっています。

父子家庭では、「自分が病気になった時のこどもの面倒」が 53.33%と一番高く、次いで「経済的困窮」で 46.67%、「こどもの学習関係」が 40%となっています。

問 19 あなたが現在、行政に希望する施策をお答えください。(複数回答可) (n=390) (n=45)

ひとり親家庭の希望施策



問 18 では様々な悩みが挙がっていましたが、最も希望する施策は、「こどもの学習支援事業」と「進学等に必要な資金の貸付事業」となりました。

このことから、母子家庭・父子家庭ともにこどもの将来に関する施策への関心の高さがうかがえます。

資料

主な支援策一覧

1 子育て・生活支援

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 ひとり親家庭等 日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、こどもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。 ○子育て支援 ・家庭生活支援員の居宅等において保育サービス等を行う。 ・時間外、休日、夜間、宿泊も対象 ○生活援助 ・被生活援助者の居宅における「乳幼児の保育」「食事の世話」「住居の掃除」「生活必需品等の買物」等を行う。 ・時間外、休日、夜間も対象	市	○	○	○
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する（ショートステイ）、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う（トワイライトステイ）。	市町村	○	○	○
【ひ】 ひとり親家庭等 生活向上事業 （ひとり親家庭 生活支援事業）	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。 ■情報交換事業 ・ひとり親家庭等が互いの悩みを打ち明けたり、相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。	市	○	○	○
県営住宅の入居 抽選における特 枠世帯への優遇 制度	県営住宅の入居に関する抽選について、母子及び父子世帯等を特枠世帯の一つとして、一般世帯よりも当選確率が高くなるよう配慮する。	県	○	○	○
【ひ】 母子生活支援施設 の入所	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供その後の養育に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。	県市 社会福祉法人 等	○		
千葉県こども食堂サポーター事業	こどもに無料又は安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。	県	○	○	○

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
ひとり親家庭等生活向上事業 (こどもの生活・学習支援事業)	こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。 また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	県市	○	○	
母子・父子自立支援員による相談の実施	ひとり親家庭の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	県			
中核地域生活支援センター事業	こども、障害者、高齢者等、誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができる社会を実現するため、24時間365日体制で、福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、「地域で生きづらさを抱えた人」の相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを、県内13か所に設置・運営する。	県	○	○	○
母子父子自立支援員研修の実施	相談・支援に携わる職員を対象に、ひとり親家庭の抱える問題を各自治体各自治体内の関連業務を結びつけるための連携を強化する研修を行う。	県			
生活保護や生活困窮者自立支援を担当する職員等に対する研修の実施	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。	県			
地域・子ども・子育て支援事業	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病後児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等	市町村	○	○	○
こども家庭センター	全ての妊産婦子育て世代こども暮らせるように、妊娠期から出産・子育て期までの様々な相談に対応します。	市町村	○	○	○
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。	市町村	○	○	
養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。	市町村	○	○	

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
子育てのための施設等利用給付	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。	市町村	○	○	
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、こどもが遊びや生活を通じてすこやかに成長・発達できる場として、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	市町村	○	○	
放課後子供教室	子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童に対して学習や体験、地域住民との交流活動などを提供する。	市町村	○	○	
幼児教育・保育の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。	県市町村			
家庭教育支援チーム	少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、地域の多様な人材を活用し、地域の居場所づくりや保護者の学びの場の提供等を行う。	市町村	○	○	○
【ひ】 母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭等への相談に応じ、日常生活から就業まで幅広い支援を行う。経済的に自立に向けては、きめ細やかな家計指導等を行う。	県市	○	○	○
【ひ】 母子・父子福祉団体等への支援	実施事業への助成等を行う。	県	○	○	○

2 就業支援

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
生活保護受給者等就労自立促進事業	地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、生活困窮者の就労による自立を促進する。 ○支援内容 ・キャリアコンサルティング ・就業準備プログラム（職場体験講習等） ・トライアル雇用の活用 ・公共職業訓練、求職者支援訓練等による能力開発 ・生保受給者等向け求人の開拓 <対象者> ・児童扶養手当受給者及びその申請段階にある者（他に、生活保護受給者、住居確保給付金受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の利用者、自立支援事業の対象者（生活困窮者）等を含め広く生活困窮者が対象）	国県市	○	○	

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供する。 ■就業支援事業 就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供等を行う。	市県	○	○	○
	■就業支援講習会等事業 地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を取得するための就業支援講習会等を開催する。	市県	○	○	○
【ひ】 母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の自立に向けて、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた支援プログラムを策定し、支援状況をフォローする。プログラムにより自立した後もアフターケアを実施し、自立した状態を維持できるよう支援を行う。	市県	○	○	
【ひ】 母子家庭等自立支援給付金事業	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。 ■自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。 ○一般教育訓練給付金又は指定一般教育訓練給付金の指定講座 ・対象教育訓練の受講のために支援対象者が支払った費用の60%に相当する額を支給（上限20万円）（ただし、一般教育訓練給付金又は指定一般教育訓練給付金を受けることができる場合は、当該給付金を受給した上での差額を支給） ○専門実践教育訓練給付金の指定講座 ・対象教育訓練の受講のために支援対象者が支払った費用の60%に相当する額を支給（上限修学年数に20万円を乗じた額（ただし80万円以内））（ただし、専門実践教育訓練給付金を受けることができる場合は、当該給付金を受給した上での差額を支給） ・修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給する。（最大85%の支給） <対象者> ・自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者	市県	○	○	

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
	■ 高等職業訓練促進給付金等事業 ひとり親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給する。 ○ 高等職業訓練促進給付金 所得により月額 100,000 円又は 70,500 円 (養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月は上記の月額に4万円を増額して支給) ○ 高等職業訓練修了支援給付金 所得により 50,000 円又は 25,000 円 <対象資格> ・養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの (例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士 <対象者> ・児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある者等(所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者となる。)	市県	○	○	
【ひ】 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 【住宅支援資金貸付事業を含む】	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 ・入居している住居の家賃の実費の一部について貸付を行う。 修学を容易にし、ひとり親の自立促進を図るため、高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進資金の貸付けを行う。 ○貸付金の種類等 ・入学準備金 貸付限度額 500,000 円 ・就職準備金 貸付限度額 200,000 円 ※養成機関を終了し、資格取得した日から1年以内に就職し、貸付けを受けた都道府県等の区域内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事する等の一定の要件を満たせば返済が免除となる。	政令市県	○	○	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講するひとり親家庭の親及びその児童に対して、開始時給付金、修了時給付金及び合格時給付金を支給する。 <対象者> ・自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者	市県	○	○	

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
求職者支援制度	特定求職者がハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の要件を満たす場合、職業訓練受講給付金を支給する。 ○職業訓練受講給付金 職業訓練受講手当 月額 10 万円 通所手当 通所経路に応じた所定額 寄宿手当 月額 10,700 円 ＜特定求職者（対象者）＞ ・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ・職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めた者等	国	○	○	○
離職者等再就職訓練	離転職者等の就職を促進するため、職業能力の開発を必要とする求職者に、専修学校等の民間教育訓練機関に委託し多様な職業訓練を実施する。 ※母子家庭の母等が優先される託児付き職業訓練もあり。 ＜対象者＞ ・就職を希望し、ハローワークに求職の申込みを行っている者 ・公共職業安定所長の受講指示等が得られる者	県	○	○	○
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）	高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する。 ＜対象労働者＞ 以下の者で、雇入れ日現在の満年齢が 65 歳未満の者 ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父（児童扶養手当受給者に限る） ・障害者 ・その他	国	○	○	○
トライアル雇用奨励金	職場経験の不足などから就職が困難な求職者を原則 3 カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用へのきっかけとする。 ＜対象者＞ ・離職している期間が 1 年を超えている人。 ・妊娠・出産・育児を理由に離職し、安定した職業に就いていない期間が 1 年を超えている。 ・就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する（母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者等）	国	○	○	
キャリアアップ助成金	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する。 ア 正社員化コース イ 賃金規定等改定コース ウ 健康診断制度コース エ 賃金規定等共通化コース オ 諸手当制度共通化コース カ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース キ 短時間労働者労働時間延長コース ※アは、対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、加算あり	国	○	○	○

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
両立支援等助成金	従業員の職業生活と家庭生活を両立できる“職場環境づくり”のために、制度を導入し、制度の利用を促進した事業主等に対して支給する。 ア 出生時両立支援コース イ 介護離職防止支援コース ウ 育児休業等支援コース エ 再雇用者評価処遇コース	国	○	○	○
教育訓練給付金／教育訓練支援給付金	雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった者（離職者）が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する。 ○一般教育訓練給付 ・教育訓練経費の20%に相当する額（上限10万円） ○指定一般教育訓練給付 ・教育訓練経費の40%に相当する額（上限20万円） ○専門実践教育訓練給付／教育訓練支援給付金 ・受講中は教育訓練経費の50%に相当する額（ただし、3年間受講した場合の上限120万円） ・修了後1年以内に被保険者に雇用された場合は教育訓練経費の70%に相当する額（ただし、3年間受講した場合の上限168万円で、受講中に支給された金額があれば差額支給） <対象講座> ア 看護師、介護福祉士、保育士等、専門的職業に就業するための教育訓練 イ 専門学校の職業実践専門課程等（訓練期間2年） ウ 専門職大学院（訓練期間2～3年）等 教育訓練支援給付金 ※平成30年度までの暫定措置 ・専門実践教育訓練受講開始時に45歳未満で離職している場合等に、雇用保険の基本手当の日額の半額程度を支給 ※教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給対象となるか、支給金額がいくら等の詳細については、ハローワーク等にご確認ください	国	○	○	○

3 養育費の確保支援

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 養育費等支援事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業）	母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。	県市	○	○	
【ひ】 親子交流支援事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業）	適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。	県	○	○	
【ひ】 養育費等履行確保等支援事業	養育費の不払いはひとり親家庭の生活困窮の一因となっているため、公正証書の作成手数料、養育費保証契約の初回保証料について支援を行う。	県市	○	○	

4 経済的支援

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。 ・手当月額（R6.11～） 全部支給 42,910 円／一部支給 42,900 円～10,120 円 加算額 10,140 円～5,070 円を加算（2 人目） 6,080 円～3,040（3 人目以降 1 人につき） ※所得制限あり ＜支給対象者＞ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（障害児は 20 歳未満）を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）	県市	○	○	
児童手当制度	児童（0 歳から 18 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子をいいます）一人につき、15,000 円または 10,000 円（第 3 子※以降は 30,000 円）を支給する。 ※第 3 子以降とは、高校卒業までの養育している児童のうち、3 番目以降のこと。	市町村	○	○	
【ひ】 母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する。 ＜貸付金の種類＞ 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金 ＜利子＞ ・無利子又は年利 1%	県政令市中核市	○	○	○

事業名等	事業内容	実施主体	母子	父子	寡婦
【ひ】 ひとり親家庭等 医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。 ＜所得制限＞ 児童扶養手当の一部支給所得制限限度額	市町村	○	○	
子ども医療費助成事業	子どもの医療費について、一定の条件のもとに助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	市町村	○	○	
実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等または幼稚園における服飾費に要する費用を助成する。	県	○	○	
奨学のための給 付金	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。	県	○	○	
千葉県奨学資金 の貸付制度					
高等学校等就学 支援金					
高等学校等授業 料減免制度					
夜間定時制高等 学校夕食費補助 事業	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成（補助）する。	県	○	○	
私立高等学校等 奨学のための給 付金	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。	県	○	○	
私立高等学校等 入学金軽減事業					
私立高等学校等 授業料減免事業					
私立高等学校等 就学支援金					

【ひ】…ひとり親家庭等向けの支援策を指す。